

松山南交通安全協会会則 改正

令和3年5月26日
松山南交通安全協会
事務局

改正前	改正後
<p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、松山南交通安全協会（以下『協会』という。）と称する。 (支部及び専門部会)</p> <p>第2条 協会に次の支部を置く。ただし、<u>会員100人以上の職域</u>については、理事会の承認を得て職域支部を置くことができる。</p> <p>(1) 石井支部 (2) 椿支部 (3) 市坪支部 (4) 久米支部 (5) 浮穴支部 (6) 小野支部 (7) 荏原支部 (8) 坂本支部 (9) 南吉井支部 (10) 北吉井支部 (11) 拝志支部 (12) 川上支部 (13) 三内支部 (14) 砥部支部 (15) 原町支部 (16) 広田支部 <u>(17) 大和生コン職域支部</u> <u>(18) P a s c o職域支部</u></p> <p>2 支部には、支部長及び副支部長を置く。支部の構成及び運営について必要な事項は、支部において定める。</p> <p>3 協会に、必要に応じて次の専門部会を置くことができる。</p> <p>(1) 女性部会 (2) 青年部会 (3) 高齢者部会</p> <p>第2章 目的及び事業(省略) 第3章 会員及び会費(省略) 第4章 役員 (役員)</p> <p>第7条 協会に次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 <u>人</u> (2) 副会長 3 <u>人</u></p>	<p>第1章 総則 (名称)</p> <p>第1条 本会は、松山南交通安全協会（以下「協会」という。）と称する。 (支部及び専門部会)</p> <p>第2条 協会に次の支部を置く。ただし、<u>協会の趣旨に賛同する職域</u>については、理事会の承認を得て職域支部を置くことができる。</p> <p>(1) 石井支部 (2) 椿支部 (3) 市坪支部 (4) 久米支部 (5) 浮穴支部 (6) 小野支部 (7) 荏原支部 (8) 坂本支部 (9) 南吉井支部 (10) 北吉井支部 (11) 拝志支部 (12) 川上支部 (13) 三内支部 (14) 砥部支部 (15) 原町支部 (16) 広田支部 (削除)</p> <p>2 支部には、支部長及び副支部長を置く。支部の構成及び運営について必要な事項は、支部において定める。</p> <p>3 協会に、必要に応じて次の専門部会を置くことができる。</p> <p>(1) 女性部会 (2) 青年部会 (3) 高齢者部会</p> <p>(同 左) (同 左)</p> <p>第4章 役員 (役員)</p> <p>第7条 協会に次の各号に掲げる役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1 <u>名</u> (2) 副会長 3 <u>名</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) 常任顧問 2 人 (4) 顧問 若干人 (5) 理事 支部長に相当する人員 (6) 監事 2 人 (7) 参与 1 人</p> <p>2 役員は、すべて名誉職とする。 (役員を選任及び職務)</p> <p>第8条 会長及び副会長は、支部長の中から選任する。 会長は、会務を総理し協会を代表する。副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。</p> <p><u>2</u> 常任顧問は、松山南警察署長及び副署長とする。常任顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の運営及び事業の遂行について意見を述べることができる。</p> <p><u>3</u> 顧問は、会長が学識経験のある者の中から理事会の同意を得て委嘱するものとする。顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の運営及び事業の遂行について意見を述べることができる。</p> <p>4 理事は、支部長とする。理事は、会長の諮問に応じ、各般の提案を行い協会の事業の遂行に当たる。</p> <p>5 監事は、支部長の中から理事会において選任する。 監事は、会計を監査する。</p> <p><u>6</u> 参与は、松山南警察署交通課長とする。参与は、協会の運営及び事業に関し、指導又は助言するものとする。</p> <p>第13条 (条文省略) (新設)</p> <p>(役員任期)</p> <p>第9条 役員任期は、協会総会日を基準として、2年とする。(ただし、再任を妨げない。)</p> <p>2 前項の期間中に異動があるときは、前条の規定にかかわらず理事会において、その後任者を選任することができる。</p> <p>3 前項の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5章 会議 (会議の種類別)</p> <p>第10条 協会の会議は、次の各号に掲げるものとする。 (1)～(3) (省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>(3) 理事 支部長に相当する人員 (4) 監事 2 名</p> <p>2 役員は、すべて名誉職とする。 (役員を選任及び職務)</p> <p>第8条 会長及び副会長は、支部長の中から<u>理事会の推薦に基づき総会</u>において選任する。</p> <p><u>2</u> 会長は、会務を総理し協会を代表する。 <u>3</u> 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。</p> <p>(第9条)</p> <p>4 理事は、支部長とする。理事は、会長の諮問に応じ、各般の提案を行い協会の事業の遂行に当たる。</p> <p>5 監事は、支部長の中から理事会において選任する。 監事は、会計を監査する。</p> <p>(第9条)</p> <p>(同左)</p> <p><u>(顧問及び参与)</u></p> <p>第9条 常任顧問は、松山南警察署長及び同副署長とし、参与は、松山南警察署交通課長とする。</p> <p><u>2</u> 顧問は、会長が学識経験のある者の中から理事会の同意を得て委嘱するものとする。</p> <p><u>3</u> 常任顧問及び顧問は、会長の諮問に応ずるほか、協会の運営及び事業の遂行について意見を述べることができる。</p> <p><u>4</u> 参与は、協会の運営及び事業に関し、指導又は助言することができる。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第10条 役員任期は、協会総会日を基準として、2年とする。(ただし、再任を妨げない。)</p> <p>2 前項の期間中に異動があるときは、前条の規定にかかわらず理事会において、その後任者を選任することができる。</p> <p>3 前項の役員任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第5章 会議 (会議の種類別)</p> <p>第11条 協会の会議は、次の各号に掲げるものとする。 (同左)</p> <p>第12条 (同左)</p>

改正前	改正後
<p>第12条 (条文省略) 第13条 (条文省略) 第14条 (条文省略) 第15条 (条文省略) 第16条 (条文省略)</p> <p>第6章 事務局 (事務局)</p> <p>第17条 協会に事務局を置く。事務局は、松山南警察署内に置く。 (職員及び事務)</p> <p>第18条 事務局に次の各号に掲げる職員を置き、協会の事務を行う。 (1) 事務局長 1 人 (2) 書記 1 人 (3) 女性交通指導員 若干人 2 職員は、会長が任命する。 (規程)</p> <p>第19条 事務局に関する規程は、会長が理事会の承認を得て別に定める。</p> <p>第7章 会計 (会計)</p> <p>第20条 協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。 2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>附 則 本会則は、平成8年5月28日から施行する。 本会則は、平成9年5月28日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成10年5月29日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成19年5月23日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成22年5月28日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成30年7月31日から施行する。 (一部改正) 本会則は、令和2年5月27日から施行する。 (一部改正)</p>	<p>第13条 (同 左) 第14条 (同 左) 第15条 (同 左) 第16条 (同 左) 第17条 (同 左)</p> <p>第6章 事務局 (事務局)</p> <p>第18条 協会に事務局を置く。事務局は、松山南警察署内に置く。 (職員)</p> <p>第19条 事務局に次の各号に掲げる職員を置く。 (1) 事務局長 1 名 (2) 交通指導員 若干名 (3) その他所要の職員 若干名 2 職員は、会長が任命する (規程)</p> <p>第20条 事務局に関する規程は、会長が理事会の承認を得て別に定める。</p> <p>第7章 会計 (会計)</p> <p>第21条 協会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。 2 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> <p>附 則 本会則は、平成8年5月28日から施行する。 本会則は、平成9年5月28日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成10年5月29日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成19年5月23日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成22年5月28日から施行する。 (一部改正) 本会則は、平成30年7月31日から施行する。 (一部改正) 本会則は、令和2年5月27日から施行する。 (一部改正) <u>本会則は、令和3年5月 日から施行する。</u> (一部改正)</p>